

第3章

臨調等による行政改革・税制の
抜本的見直し期の郵政事業

1981年
▽
1990年

第3章

臨調等による行政改革・税制の 抜本的見直し期の郵政事業

1981年
▽
1990年

一九八〇年代は、一九八一（昭和五六）年三月に発足した臨時行政調査会とその調査審議に基づく一九八五年四月、一九八七年四月の三公社の民営化に象徴される行政改革の時代であった。行政改革の要請は、郵政事業に対しては、効率化、合理化と官業は民業を補完しつつ適切な役割を果たしていくことを基本とすべきであるということが中心であった。行政改革のほか、一九八八年四月に郵便貯金を含む非課税貯蓄制度が高齢者等に対するものに改定され、一九八九（平成元）年四月に消費税が創設された税制の抜本的見直しも行われた。

これらのほか、この時期の社会経済環境で郵政事業に影響したのは、当初の不況、その後の回復、プラザ合意後の円高不況等を経てのバブル景気、地価の高騰であり、また、金融の自由化そのうちでも特に預貯金金利の自由化の進展、国鉄の合理化、民間宅配便の成長、週休二日制の進展等であった。なお、預貯金金利の自由化に関しては主に第4章で述べる。

各事業の主な課題は、郵便事業については、国鉄の合理化で鉄道が郵便物の輸送に適合しなくなってきたこと、急成長していた民間宅配便にスピード等で劣る小包の利用が急減していたことであった。また、郵便物数の伸びの鈍化に伴い、業務の正常運行の確保だけでなく、事業の健全な経営のために利用を開拓して収益を確保することが必要となってきた。

為替貯金事業については、郵便貯金の利子非課税制度の改定と、これに併せて実現することとなった郵便貯金の資金

の自主運用等であった。また、一九八九年度から、給与預入、財形貯蓄、自動払込み等の販売を通じた「郵便貯金の家計のメイン口座化」の方針を掲げた。一九九〇年からは、一九八〇年当時の高金利の時期に大量に預入された定額郵便貯金が満期を迎えるため（いわゆる集中満期）、これを完全に再吸収することを最大の課題として取り組むこととした。保険年金事業については、既に述べた新郵便年金の創設も実施時期は一九八〇年代に入ってからであるが、そのほか、簡易保険の保険金最高制限額の更なる引上げ等であった。

第一節 臨時行政調査会等と郵政事業

「臨時行政調査会の設置」第三次答申

経済の高度成長が終わったにもかかわらず、環境・公害問題への対処、社会福祉等の直面する課題の解決に政府が大きな役割を果たすことが求められた結果、行財政の肥大化と巨額の財政赤字の発生という大きな問題が残った。財政の再建が緊急の課題となったが、経済の安定成長への転換、急速なテンポでの高齢化が始まっていたこと等のため、行政には抜本的な転換を図らなければならない面が多々あり、政府は、長期・総合的な視野を持った行政改革案を策定する必要があるとして、臨時に総合的な調査審議機関を置くこととした。

そして、一九八一（昭和五六）年三月、臨時行政調査会が発足した。

七月、「行政改革に関する第一次答申」が調査会から提出された。政府として緊急に取り組むべき行財政の改革方策を取りまとめたもので、調査会を象徴するフレーズとして有名な「増税なき財政再建」は、この答申から提言された。

郵政事業に関しては、郵便局窓口取扱時間の短縮、郵便配達度数の見直し等による定員の合理化の推進、等が提言された。一九八二年二月の「行政改革に関する第二次答申―許認可等の整理合理化―」を経て、七月、骨子としては、三公社の民営化、内閣機能の強化、政府の総合管理機能の強化（総合管理庁（仮称）の設置等）、省庁の組織の整理・再編合

理化、行政組織の自律機能の強化（行政組織規制の弾力化等）の提言をする「行政改革に関する第三次答申——基本答申——」が提出された。

この答申は、「基本答申」と題されているように、国の機構、制度、政策の全般について幅広く見直しをし、中長期的な展望に立って行政の在るべき姿と今後の行政改革の基本的な方策を提示しようとしたものであった。郵政事業に関しては、具体的な言及は、公労委仲裁制度対象職員全体について給与の在り方の提言がなされたほかは、今後の検討課題として、事業内容等の合理化等について検討するものにとどまった。

〔臨時行政調査会の第五次答申——最終答申——〕

一九八三（昭和五八）年に入って、二月の「行政改革に関する第四次答申——行政改革の推進体制の在り方——」を経て、三月に「行政改革に関する第五次答申——最終答申——」が提出された。

この最終答申は、調査会にとって残された課題であった、膨大な省庁組織と特殊法人等の組織の見直し、極めて多数に上る補助金、許認可等の全面的・計画的な洗直し、公務員、予算・会計、情報公開、行政手続等の行政運営の主要な制度についての行政改革の理念に即した改善というような事項についてできる限り多面的かつ具体的な改革方策を提示すべく取りまとめられたものであった。

郵政事業に関し、又は関係するものとしても、骨子としては次のような様々な提言がなされた。

電気通信行政に関する内部部局の再編成に伴う人事局の人事部への改組、その際の郵政現業関係の内部部局の外局化

通信病院の整理統合等の合理化、通信診療所の整理統合

地方貯金局と地方簡易保険局の地方郵政局に統合しての事務センター化

地方郵政監察局支局の廃止、現地の事務処理機関の配置

郵便事業の業務委託の積極的实施

郵便配達の原則一日一度化

鉄道郵便局の組織と要員の縮減、在り方の抜本的検討

定額郵便貯金の商品性の見直し

郵便貯金の資金の運用については統合運用を維持すべきで、郵便貯金事業に更に与信業務を付与することは問題
郵便貯金の総額制限額と簡易保険の保険金最高制限額は差し当たり引き上げることが問題

簡保事業団の会館、宿泊施設等の新設の原則禁止

郵貯振興会の民間法人化

〔臨時行政改革推進審議会〕

臨時行政調査会の答申に対する政府の実施状況を見守り、政府による行政改革を推進させていくための機関として、
一九八三（昭和五八）年六月、臨時行政改革推進審議会（第一次）が発足した。審議会の意見と答申の提言中、郵政事業に
関し、又は関係する新たなものは、骨子としては次のようなものであった。

一九八四年度の予算編成で郵便貯金と簡易保険の制限額を引き上げることが適当ではなく、郵便貯金資金の資金
運用部による統合運用の現状は維持すべき

利子課税制度の基本的な在り方の見直し

郵便貯金の商品性の見直し

市場金利連動型貯金の導入の検討

一九八七年四月、臨時行政改革推進審議会（第二次）が発足した。審議会の意見と答申の提言中、郵政事業に
関し、又は関係する新たなものは、骨子としては次のようなものであった。

小口の市場金利連動型預貯金の創設、最低預入単位の逐次引下げ

請求書等小包等で他の物品に同封して送達することを認める具体的な範囲の明確化

郵政事業の将来の在り方の総合的な検討

一九九〇（平成二）年一〇月、臨時行政改革推進審議会（第三次）が発足した。審議会の意見と答申の提言中、郵政事業に関し、又は関係する新たなものは、二十一世紀を展望した行政システムの変革の基本方向等として示された、郵便貯金の肥大化の懸念の解消等であつた。

〔郵政事業の対応〕

臨時行政調査会と三次にわたる臨時行政改革推進審議会の答申等で提言されたことについては、政府として最大限尊重することとなり、郵政事業関係のものについてもおおむねそれに沿つた措置をしたが、郵便貯金と簡易保険の制限額の引上げや郵便貯金の資金の自主運用の見送り等については必ずしも容認できるものではなく、それぞれ後述するような対応とした。

第二節 郵便事業

一 業務運行方法の改善

〔輸送システムの改正〕

郵便物の地域拠点間の輸送については、なお鉄道を中心としていたが、鉄道郵便車が連結替えされた荷物列車は幹線の便数が少ない、荷物列車の停車駅が削減される、というようなことで鉄道は郵便物の輸送に適合しなくなつてきていた。また、国鉄の経営改善のための郵便車使用料の値上げで、経費面でも鉄道での輸送の優位性は急速に失われていた。さらに、この時期、急成長していた民間宅配便にスピード等サービスの各面で劣る小包の利用が急減し始め、そのサービスを改善する必要が生じていた。

このようなことから、同一府県宛ては翌日配達、隣接する府県宛ても可能な限り翌日配達できる体制の確立を目標と

して、一九八四（昭和五九）年二月、郵便輸送システムの大改正をした。この大改正では郵便物の輸送方式を鉄道主体から自主的にダイヤを組める自動車主体に切り替え、輸送ルートを一「地域間輸送（幹線輸送）」と「地域内輸送」とに分離した。地域間輸送は全国の地域区分局間を直行輸送し、地域内輸送は地域区分局からその受持地域内の集配郵便局に放射状に設定した自動車便で輸送することとした。この大改正は、鉄道郵便局を中心とする大規模な施設の改廃を伴うものであり、鉄道郵便局等の職員を地域区分局を中心とする各地の郵便局に大幅に配置転換した。

郵便輸送システムの改正と鉄道郵便施設の改廃は、一九八五年三月、一九八六年三月、一〇月と段階的にして完了した。鉄道による郵便物の輸送は一九八六年九月をもって全廃し、鉄道郵便局も全廃した。

「平面処理システムの採用・次世代の集中処理局の設置」

郵便物を輸送する際の容器については、郵袋を使用してきたが、郵袋は郵便物の保護や作業効率の向上に当たっては難があった。このため、ロールパレットとパレットケースを開発し、一九八六（昭和六一）年からこれらによる輸送をして逐次拡大した。

ロールパレット等を使用することとしたため、次の世代の大型の集中処理局は、平面処理システムを採用し、低層で横に広がるものとする事とした。一九八八年九月、東京都多摩地域の地域区分局として東京多摩郵便局を置いたが、同局は平面処理システムを採用した低層超大型のものとした。続いて、全国の三分の一の郵便物が集中し、更に増大を続ける東京都特別区内の郵便事情に対応するため、特別区内の郵便ネットワークの統合、再編成、更には全国の郵便輸送ネットワークの改善を図ることとし、一九九〇年八月、新東京郵便局と東京小包郵便局を置いた。同時に、ロールパレットとパレットケースによる輸送を全国実施した。



「新東京郵便局・東京小包郵便局」



「郵便専用自動車へのロールパレットの積み込み」

「効率化・合理化・機械化」

一九七〇年代に三次にわたって料金の改定をせざるを得なかった郵便事業に対しては、郵政審議会や臨時行政調査会等からのものを含めて事業運営の効率化、合理化が求められた。一九八一（昭和五六）年度は、後述する営業元年と同時に郵便の「効率化元年」と位置付けた。効率化、合理化の方策の一つは配達度数の見直しであり、一九八一年三月下旬以降通常郵便配達の一度化の実験をし、一九八四年二月から本実施した。

局内作業の機械化については、バーコードによる書留通常郵便物処理システムを一九八四年二月から導入し、一九八四年度に全国展開した。また、配達区分もできる郵便物宛名自動読取区分機を開発し、一九八九（平成元）年三月以降これによる配達区分を試行して一九九一年五月から本実施した。

窓口事務の機械化については、料金の計算、別納料金受領証の作成、販売代金の集計等を簡単な操作で迅速にできる郵便窓口端末機を開発し、一九八九年四月、試行配備を開始した。

そのほか、急増する郵便物を適切、効率的に処理するため、一九八九年九月、「カラー管理システム」を実施した。このシステムは、送達期間に余裕がある郵便物をカラー紙札等で区別しておき、計画的に配送することで郵便物の処理作業を平準化するものである。施設面でも、このシステムによる集中処理を専門的にする郵便局として、一九九一年三月、銀座郵便局を置いた。

二 出していただく郵便、サービスの改善等

「出していただく郵便・「営業元年」」

一九七〇年代終盤からの郵便物数の伸びの鈍化に伴い、事業の健全な経営のために郵便の利用を開拓して収益を確保することが必要となってきた。このため、「出される郵便」から「出していただく郵便」への脱皮の必要性、「郵便は販売なり」ということを唱え、一九八一（昭和五六）年度を郵便の「営業元年」と位置付けた。「営業課」は地方郵政局

には一九七九年から置いていたが、一九八一年四月、本省郵務局にも営業課を置いた。

そして、営業元年の出していただく郵便、郵便は販売なりの商品として販売に取り組んだのが電子郵便であり、広告付葉書（エコーはがき）であった。

「スピード志向への対応」

一九八〇年代には、お客さまのスピード志向に応える新しい郵便サービスとして、電子郵便、コンピュータ発信型電子郵便（コンピュータ郵便）、超特急郵便、特急郵便、即日配達郵便の取扱いを開始した。

電子郵便については、我が国では、文字や絵に込められた情感をそのまま送ることができるファクシミリによることとし、一九八一（昭和五六）年七月、実験サービスとして開始した。一九八二年六月には慶弔等扱いの配達日指定の取扱いを開始し、同月以降、限定していたサービス対象地域等を逐次拡大して、一九八四年一〇月、サービスを全国に拡大した。そのほか、電子郵便をお客さまにより一層身近なものとして利用してもらうため、愛称を「レタックス」とし、一九八五年七月以降、ポストへの差入れができることとする等差出方法を改善し、また、一九八七年二月以降、生花店が生花を配達するのと同じ日にレタックスを配達する「フラワーレタックス」等の付加価値が高いサービスも提供した。

コンピュータ郵便については、一九八五年六月に実験サービスを開始した。受取人の住所と名前、通信文等のデータを磁気テープで提示してもらい、郵便局でコンピュータ処理して郵便物を作成し、普通通常郵便物と同じ方法で送達するもので、郵便物を引き受けるだけでなく、作成することから対象とするサービスである。サービスの改善としては、一九八六年七月以降、データの提示方法をフロッピーディスク等に拡大する等のことをした。

超特急郵便と特急郵便については、一九八二年秋頃から交通事情に比較的影響を受けないオート



【電子郵便（レタックス）の用紙と封筒】

バイを用いた民間の短時間配達サービスが登場しており、郵便事業としてもお客さまのスピード志向の高まりに 대응するため、開始した。一九八五年七月、まず超特急郵便の試行を開始した。東京都特別区部等の大都市内発着の郵便物について電話で申込みを受け、オートバイで集荷し、おおむね一時間以内に配達するものである。特急郵便は、一九八九（平成元）年六月に試行を開始した。超特急郵便に準じるもので、電話で申込みを受け、あらかじめ設定した時間帯にオートバイで集荷し、おおむね二時間以内に配達するものである。

即日配達郵便については、一九八七年十一月、試行を開始した。午前中の一定の時刻までに集荷した大都市内発着等の郵便物をその日の夕方までに配達するものである。

【小包関係のサービスの改善等】

小包の物数は、一九七九（昭和五四）年度に一億九二五万個のピークを記録した後、一九八一年度には一九六七年度の水準にまで後退し、その後も減少を続けた。一般小包は小包全体のピークより前の一九七七年度から一貫して減少を続け、一九八三年度には一九七六年度の二分の一近くにまで激減していた。これらは、一九八〇年一〇月にした料金の改定の影響だけでなく、一九七六年頃から民間宅配便が料金と送達スピードの面で小包より優っている地域を中心に業務を拡大し、大きく成長してきたことに起因していた。

このため、一九八〇年代には、小包について、利用を拡大するためのものを中心にサービスの改善を重ねた。これにより一般小包、書籍小包、小包全体のいずれも物数は一九八四年度には増加に転じた。サービスの改善とは性格が異なるが、「ふるさと小包」も小包の利用の回復に寄与した。

サービスの改善については、料金関係から述べれば、まず一九八二年十一月、一回に多数の小包を差し出す場合の料金減額の制度を創設した。この料金減額については、一九八三年十二月に一般小包の別納については簡易郵便局も取り扱えることとし、一九八六年一〇月には郵便局の業務が輻輳する場合には他の小包の次に送達することを承諾したもの



について減額率を加算することとした。さらに、一九八九（平成元）年七月、一般小包について月間割引を導入した。

料金体系についても、一九八三年九月、一般小包の料金の重量の区分を見直し、一部を実質的に値下げした。一九八六年一〇月、一般小包の地域区分を見直し、一部を従来より低い料金とした。

そのほか、料金関係では、長さが1mを超える一般小包の割増料金の廃止等をした。

ふるさと小包は、全国各地の名産品や特産品を地元の地方公共団体、農協、漁協等と郵便局がタイアップして小包で送達するシステムで、一九八三年に誕生した。郵政省は一般の商品の販売はできないため、生産者が作製したチラシ等を郵便局の窓口置き、商品の代金の郵便振替の払込みの受付と小包での送達をした。

小包包装用品を容易に入手できるようにすることとし、一九八三年六月、三種類の段ボール箱型のものの販売を試行として開始した。十一月からは愛称を「ゆうパック」として全国の郵便局で販売した。さらに、一九八七年一〇月、二種類の袋型のものの販売も試行として開始し、一九八八年一〇月からは全国の郵便局等で販売した。

ラベルについても、民間宅配便では一般的となっていた受取りと着否の確認を書留としない一般小包（普通小包）に導入した場合の問題点を調査することとして五枚複写つづりの普通小包ラベルの使用を一九八四年五月に試行として開始した。この試行は十一月に全郵便局に拡大し、一九八五年七月に本実施した。九月には従来は書留票が荷札形式で書留票にも郵便物自体にも受取人と差出人の住所と名前を記入しなければならなかったのを改め、書留小包にも同様のラベルを使用することとした。

差出しについては、一九八四年七月、普通小包は郵便局だけでなく郵便小包取次所にも差し出せることとし、全国約五〇〇か所の郵便切手類販売所を郵便小包取次所として指定した。一九八五年十一月には郵便小包取次所として全国約五万か所の郵便切手類販売所を指定して本格的に実施し、従来はお客さまの要望に応えられる範囲でしていた集荷も全



【小包包装用品（ゆうパック）】

国的にした。

送達スピードについては、一九八二年六月、速達小包の幹線区間、本土・沖縄間、沖縄県内相互間の航空機での輸送を開始した。同時に速達としない一般小包についても東京・大阪間は高速道路を利用した自動車での輸送に切り替え、翌日配達をするものとした。速達小包の航空機での輸送は、一九八三年一〇月に主要ローカル線区間にまで拡大し、翌日配達をする地域を拡大した。一九八四年二月には、既に述べたとおり同一府県宛ては翌日配達等の体制の確立を目標として郵便物全体の輸送方式を自動車主体に切り替えた。その他配達関係では、あらかじめ承諾を得た最寄りの居住者に配達する取扱い等をした。

以上のほか、通信販売の利用が拡大し、大量に差し出すカタログを内容とする小包の料金を低廉にしてほしいとの強い要望があること等から、一九八九年九月、大量差出し、送達に一週間程度要することの承諾等の条件の下、カタログを低廉な料金で送付できる「カタログ小包郵便物」を創設した。

【国際郵便関係のサービスの改善】

国際郵便（「外国郵便」から改称）については、国際ビジネス郵便（「ビジネス郵便」から改称）は、取扱対象国・地域は一九八九（平成元）年までに七一か国・地域に拡大した。取扱郵便局は一九九〇年には約一九〇〇局とし、その後も拡大した。料金その他についても、一九八二（昭和五七）年七月以降、値下げ、重量の制限の一〇kgへの緩和等の改善等をした。

一九八四年十一月には、国際電子郵便（通称「インテルポスト」）の実験サービスを開始した。取扱対象国・地域は一九九〇年までに四一か国・地域とし、そのほか、一九八五年十一月以降、集荷の実施、全世界均一の安い料金の「ミニインテル」の取扱いの開始等の改善をした。

そのほか、一九八五年七月、日本国内と名宛国内では一般の船便小包と同様に取り扱いが、一定期間分の小包を取り



【郵便小包取次所看板】

まとめ、航空便の空きスペースを利用して名宛国までの輸送は航空便によることとして、航空小包より安く、船便小包より早く送られる「SAL⁺小包」の取扱いを開始した。一九八七年一〇月には、SAL小包のシステムを印刷物に適用した「SAL印刷物」の取扱いも開始した。

【切手関係の改善】

切手類関係では、一九八一（昭和五六）年一月、切手類と収入印紙について、汚染や毀損がなければ手数料を納付して交換ができることとした。

七月、営業元年の出していただく郵便、郵便は販売なりの商品の一つとして、広告付葉書（愛称「エコーがき」）を初めて発行した。企業等の広告を付ける代わりに販売価格を料額印面の金額より五円安い三五円とし、全国版、準全国版、府県版のものを発行した。

一九八二年十一月、付加価値がある絵入りの一九八三年用の寄附金付お年玉付年賀葉書三種類を初めて発行した。販売価格を絵の印刷の経費二円を加えた四二円とし、これに寄附金三円を加えた四五円で販売した。これらは全国版であったが、郷土色豊かな地方版の絵入りの寄附金付お年玉付年賀葉書も一九八三年十一月に発行した。絵入りの葉書は、年賀葉書のほか、一九八五年四月以降、旅先等の記念にもなるものも発行した。

一九八六年六月、暑中見舞用葉書を初めてくじ引番号付として発行した。なお、同時に暑中見舞用葉書の愛称を「かもめーる」とした。くじ引番号付葉書は、そのほか、一九八七年二月にくじ付春のおよろこび郵便はがき（愛称「さくらめーる」）を発行した。一九八九（平成元）年十二月には年賀封書用として世界で初めてくじ引番号付切手を発行した。私製年賀葉書用のくじ引番号付切手も一九九〇年に発行した。

【初にくじ引番号付切手】



【初に広告付葉書のうちの二つ】



一九八九年四月、全国各地の名所、行事、風物等を題材とした地方色豊かな「地方切手」を初めて発行した。「ふるさと創生」の観点から地域社会の活性化を図り、地域に密着した郵便サービスを提供するための施策としてしたもの、それぞれの地方郵政局管内で販売した。名称は一九九〇年度発行のものからは「ふるさと切手」とした。

地方切手と同時に、切手類等の給付を受けることができるカード（愛称「ふみカード」）を発行した。一九八二年に電電公社がテレホンカードを発行してからプリペイドカードによるカード時代、キャッシュレス時代が到来し、切手や葉書もプリペイドカードで入手できるようにしてほしいとの要望が高まったことに応えた。当初は五〇〇円、一〇〇〇円、三〇〇〇円の三金種のカードを発行し、東京都特別区、政令指定都市等の一部の郵便局等で販売した。一九八九年八月には白地のふみカード、十一月には地方版ふみカードも発行した。一九九〇年三月には販売地域を全国に拡大した。

以上のほか、慶弔用切手の発行等もした。

「料金の決定の特例の改正、消費税の転嫁のための料金の改定等」

郵便事業は一九八一（昭和五六）年度以降七年連続して利益を計上し、一九八七年度の決算で累積欠損を解消したが、この後も健全な経営を維持していくためには機動的な料金政策も必要であった。このため、一九八一年四月に創設した第一種、第二種郵便物の料金は累積欠損金が解消されるまでの間は一定の範囲、条件の下で郵政審議会に諮問した上で省令で定められる特例を、一九八八年五月、一の会計年度の損益計算で欠損が生じたとき又は欠損が生じることが確実であると認められるときに一定の条件の下、に改正した。

一九八九（平成元）年四月には消費税が税率三％で導入された。郵便も課税対象で、事業者は消費税を円滑、適正に転嫁するものとされたため、郵便料金を、第一種の定形二五gまでを六二円、第二種の通常葉書を四一円、等と改定した。ただし、定形外のうち重量五〇〇

（1989年3月24日発行）



【四一円普通切手】

（1989年3月24日発行）



【六二円普通切手】

gを超えるものについては、カタログ等を郵送しやすくしてほしいとの強い要望があったこと等のため、消費税の転嫁分を加味しても値下げした。なお、このときの改定は、消費税法の附則で改正された郵便法に基づき第一種、第二種を含めて省令でした。

一九八九年四月には併せて市内特別郵便物についての改善もした。大きさがA四判のものや重量が重い冊子のDM等を市内特別として差し出せるようにしてほしいとの強い要望があったこと等のため、大きさと重量の最大限を拡大し、同時に一〇〇〇通以上の差出し等の条件を満たす場合は一般の市内特別より更に割安な特別料金を適用することとした。

【科学万博ポストカプセル2001、シティ・ポスト等】

ここまでで述べたもののほか、郵便事業又は窓口機関としての郵便局に関して一九八〇年代にした取組として、科学万博ポストカプセル2001、郵トピア構想、大都市型簡易郵便局（愛称「シティ・ポスト」）に触れておく。

科学万博ポストカプセル2001は、一九八五（昭和六〇）年三月からの国際科学技術博覧会（科学万博―つくば'85）の開催を機に、郵便が持つ記録性、現物性等の固有の特質を生かして手紙文化の普及と現代の心を二十一世紀に伝えるため、取扱いをする事とした。対象とする郵便物を、筑波学園郵便局で保管した後、二〇〇一（平成一三）年一月一日の最先便から年賀郵便物に合わせて配達するもので、約三二六万通の引受けがあった。

郵トピア構想は、活力ある快適な地域社会の形成への寄与、新しい郵便サービスの実験を目的として展開することとしたもので、一九八七年一月に公表した。情報通信分野では一九八三年八月に「テレトピア構想」を提唱していた。一九八七年四月にモデル都市として二〇都市・地域を指定し、モデル都市では、差出人が指定した一定地域内の全ての世帯、事業所等に宛名の記載を省略した郵便物を配達する「配達地域指定郵便」（たうんめーる）等の提供や郵トピア記念ポストの設置をした。モデル都市は、一九八八年四月に更に



【科学万博郵便局に置いた科学万博ポストカプセル2001用ポスト】

二四都市を第二次指定した。

シティ・ポストは、大都市の駅構内、地下街、デパート等の特定郵便局の窓口では対応できない立地条件、窓口条件の場所に置いた簡易郵便局である。一九八五年頃から地価が高騰を続け、東京を始め大都市では郵便局の増設の必要性を認めても従来の予算や方法では増設ができず、郵政事業の窓口が不足していたことに対応するため、制度は一九九〇（平成二）年九月に創設した。実際の設置は十一月からであり、一九九七年までに二〇局を置いた。

第三節 為替貯金事業

一 郵便貯金非課税制度の改定

「非課税制度の改定への流れ」

一九八〇年代後半、非課税であることがその制度の重要な要素の一つであった郵便貯金が大きな転機を迎えた。

一九八五（昭和六〇）年度の税制改正ではグリーンカード制度が結局実施に移されないまま廃止される一方、郵便貯金を含む非課税貯蓄について限度額管理の適正化を図ることとされたが、この頃には、ゆがみ、ひずみ、重税感の指摘もある税制については全体として抜本的に見直すべきであり、その一環として非課税貯蓄制度を見直すべきとの動きが出てきていた。政府税制調査会や自民党税制調査会だけでなく、臨時行政改革推進審議会（第一次）の一九八六年六月の答申等もそのような考え方を示した。

このような中、郵政省では、一九八六年八月、郵政審議会に「今後為替貯金事業がその使命を達成するための対応について」諮問した。審議会は、一〇月、郵便貯金の利子非課税制度については断固これを堅持する必要がある旨答申し



「シティ・ポスト（有楽町西武簡易郵便局（東京都千代田区）」）

た。自民党でも通信部会は非課税貯蓄制度は断固堅持すべきとの態度であった。

〔非課税制度の改定〕

非課税貯蓄制度を含む税制の抜本的見直しの問題は、一九八六（昭和六一）年十二月、売上税制度の創設、非課税貯蓄制度の原則廃止等を内容とする自民党の税制改革の基本方針の決定で実質的に決着した。郵便貯金非課税制度については、高齢者等に対する非課税貯蓄制度に改定し、一律分離課税を導入する等の内容とされたが、この決定に際しては、郵便貯金に与える影響が大きいため、党三役の裁定で、郵便貯金に対して郵政省等がかねて制度改善を求めていた事項に関し、郵便貯金の自主運用を二兆円認める、預託金利の法定制を改める、郵便貯金の総額制限額を五〇〇万円に引き上げる、郵便局での国債の販売を一兆円認めるという措置を講じることとされた。

税制の抜本的見直しは、法案の国会での審議にステージが移ったが、大型間接税は導入する考えはない、としていた中曽根康弘内閣総理大臣の発言、公約が大きく問題として取り上げられ、法案の審議どころか予算の衆議院通過の目処が立たない状況となった。このような事態の打開を図るため、原健三郎衆議院議長が税制改正については衆議院に置く協議機関で検討すること等を内容とするあつせん案を示し、税制の抜本的見直しに関する法案は未了・廃案となった。

その後、原議長のあつせんで置かれた税制改革協議会での検討も経て、新しいタイプの間接税制度の創設に関する法案は切り離し、それ以外の当初案に若干の修正を加えた法案が次の国会に提出されて議員修正の上成立した。

一九八八年四月、郵便貯金非課税制度は高齢者等に対する非課税制度に改定された。一般の郵便貯金については、利子の支払の際に所得税と地方税を源泉徴収することとなった。

二 郵便貯金の資金の自主運用

〔自主運用の実現〕

郵便貯金の資金は全額を大蔵省資金運用部に預託することとされていたが、預託金利は政策的に低く設定される傾向

があった。資金運用部に預託せず国債等による市場金利で運用した方が収益増となることは明らかで、郵政審議会からの提言もあり、一九八二（昭和五七）年度の予算要求で初めて郵便貯金の資金の一部を債券の引受け等で自主運用することを求めた。

自主運用は、一九八三年度の予算要求以降も求めたもののなかなか実現には至らなかったが、非課税貯蓄制度を含む税制の抜本的見直しが大きな問題となる中、一九八六年十二月、郵便貯金非課税制度の改定に併せて郵便貯金の資金の自主運用を二兆円認めることとされた。

自主運用のための関係法律の改正の施行は郵便貯金法は一九八七年五月二十九日から、郵便貯金特別会計法は六月九日からである。これらは内閣が提出した法案ではいずれも四月一日からとされていたが、税制の抜本的見直しに関する国会の混乱の中、同日を過ぎて法案の審議が行われたため、議員修正で「公布の日」とされた。なお、自主運用の実現は、結果的に郵便貯金非課税制度の改定に先行した。

自主運用の制度は、郵政大臣が直接管理運用する「金融自由化対策資金」を創設し、この資金の原資は郵便貯金の資金を資金運用部に全額預託した中から一部融資を受けるものとした。金融自由化対策資金の運用範囲は、国債、地方債、公庫・公団債、金融債、特定の社債等とした。六月三〇日、いよいよ金融自由化対策資金の運用を開始した。

「金融自由化対策資金の運用範囲の拡大」

金融自由化対策資金については、急速に進展する金融の自由化に適切に対応してこれを一層有利に運用し、また、金融経済情勢の変化に機動的かつ的確に対応できるよう、その運用範囲を拡大した。

まず、一九八九（平成元）年六月、単独運用指定金銭信託（指定単）等に拡大した。資金を簡保事業団に寄託して事業団が運用をする方式とし、これにより株式への運用が実質的にできることとなった。実際の運用は七月に開始した。

一九九〇年六月には、債券の貸付けと大型私募社債に拡大した。

三 サービスの改善等

郵便貯金非課税制度の改定との関係もあったが、一九八〇年代も、為替貯金事業では、従来の事業の範疇にはなかった郵便局での国債の販売を含め、多くのサービスの改善等をした。

【郵便貯金の総額制限額の引上げ】

郵便貯金の総額制限額については、一九七三（昭和四八）年十二月の三〇〇万円への引上げの後は累次にわたって引上げを求めても実現には至らなかったが、非課税貯蓄制度を含む税制の抜本的見直しが大きな問題となる中、一九八六年十二月、郵便貯金非課税制度の改定に併せて五〇〇万円に引き上げることとされた。

このための郵便貯金法の改正の施行は一九八八年四月からで、郵便貯金非課税制度の改定と同時である。細かい説明は省略するが、税制の抜本的見直しに関する国会の混乱の影響を受けて、内閣が提出した法案では郵便貯金非課税制度の改定とともに一九八七年一〇月からとしていたものがそのようになった。

次に郵便貯金の総額制限額を引き上げたのは一九九〇（平成二）年一月であり、七〇〇万円とした。一九八〇年当時の八％の高金利期に大量に預入された定額郵便貯金が満期を迎えるため、預入金額が当時の総額制限額三〇〇万円で満期時に六六〇万円近くともなっても再預入に対応できる額として引き上げた。

【郵便局での国債の販売】

金融の自由化の進展、長寿社会の到来等社会経済情勢が変化する中、一九八五（昭和六〇）年当時、郵政省の調査では調査対象者の六〇％余りが郵便局で国債を購入できるようにしてほしいとの要望を持っていた。一方、毎年大量の国債の発行が見込まれる中、郵便局で国債を販売すれば安定的な保有者と期待される個人により多くの国債が保有されると考えられた。

このようなことから、一九八六年度の予算要求で郵便局で国債の販売をすることを求めたが、実現しなかった。翌一九八七年度の予算要求でも求めていたところ、非課税貯蓄制度を含む税制の抜本的見直しが大きな問題となる中、一九

八六年十二月、郵便貯金非課税制度の改定に併せて郵便局での国債の販売を一兆円認めることとされた。

実施のための新法は一九八七年一〇月から施行された。国債だけでなく、地方債と政府保証債も販売できることとなった。実際に郵便局で国債を販売したのは一九八八年四月からで、国債等に適用されるいわゆる特別マル優を高齢者等に対して存続させ、その対象に郵便局で販売する国債等も加えることとされてからとなった。

これら郵便局で販売する国債等は保護預りをするものとしていたが、元利金については、現金で払渡しを受けるだけでなく郵便貯金への振替預入もできることとした。この振替預入は、当初は通常郵便貯金へのもののみとしたが、郵便局での実際の国債等の取扱いの開始とほぼ同時期に利子の一〇〇〇円以上を定額郵便貯金、それ以外の端数を通常郵便貯金に振替預入する取扱い（国債定額貯金）を一九八八年四月に開始した。一九九三（平成五）年五月には同様の国債定期貯金も開始した。

〔財形年金定額貯金・財形住宅定額貯金〕

一九八二（昭和五七）年一〇月、財形制度が改正されて財形年金貯蓄が創設された。財形年金貯蓄については、当初から郵便貯金も対象とされた。

財形年金貯蓄の取扱いをする郵便貯金については、一般の郵便貯金の総額制限額三〇〇万円とは別枠で三五〇万円まで預入できることとなった。ただし、郵便貯金の場合四五〇万円である財形貯蓄の総額制限額の内枠である。貯金の種類は定額郵便貯金のみとした（財産形成年金定額郵便貯金）。

一九八八年四月には郵便貯金非課税制度等が改定されたが、これに当たって財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄の非課税制度を新設することとされた。財形住宅貯蓄の制度はこのとき創設され、当初から郵便貯金も対象とされた。

一般の郵便貯金の当時の総額制限額五〇〇万円とは別枠の財形年金と財形住宅を含む財形貯蓄の取扱いをする郵便貯金の総額制限額は五〇〇万円に引き上げられた。財形年金貯蓄の取扱いをする郵便貯金の制限額三五〇万円は五〇〇万円の内枠として維持された。

財形住宅貯蓄の取扱いをする郵便貯金の貯金の種類は定額郵便貯金のみとし（財産形成住宅定額郵便貯金）、預入金と利子は持家の取得のために必要な金銭の支払に充てられるものとした。一九八八年六月には持家の増改築等も対象とした。

【その他のサービスの改善等】

ここまですべて述べたもののほか、為替貯金事業で一九八〇年代にしたサービスの改善等として、郵便貯金総合通帳サービス、ゆうゆうローンの改善、自動払込み、自動払出預入、郵便貯金共用カード、郵便貯金会館の設置の見合せ等、為替貯金業務のオンライン化に触れておく。

郵便貯金総合通帳サービスは、一般の金融機関の総合口座に相当するサービスである。通常郵便貯金、定額郵便貯金、預金者貸付けを組み合わせ、通常郵便貯金の払戻しの際に現在高が不足する場合は定額郵便貯金を担保として自動貸付けをするものとして、一九八一（昭和五六）年六月、取扱いを開始した。自動貸付けについては、一九八六年四月以降、一〇円単位としていた金額を一円単位とする等の改善をした。郵便貯金総合通帳については、キャラクター通帳を加え、一九八九（平成元）年八月までに九種類とした。

ゆうゆうローンの改善については、貸付限度額（預金者一人についての総額）を一九八七年五月までに二〇〇万円まで引き上げた。そのほか、一九八九年六月に貸付期間を一年三か月に延長する等のことをした。

自動払込みは、一般の金融機関の自動振替又は自動引落しに相当するサービスである。通常郵便貯金の口座から公共料金等の支払金額に相当する金額を郵便振替の加入者の口座に定期に継続して払い込むものとして、一九八二年六月、取扱いを開始した。一九八五年五月以降には自己の郵便振替の口座に毎月同額の払込みをする取扱いを開始する等の改善をした。

自動払出預入は、一般の金融機関の自動受取りに相当するサービスである。送金人の郵便振替口座の預り金を払い出して受取人の通常郵便貯金に自動的に預入するものとして、一九八三年七月、取扱いを開始した。一九八八年四月、五

月には三〇万円としていた払出金額の上限を一〇〇万円に緩和する等の改善をした。

郵便貯金共用カードは、郵便貯金キャッシュカードの機能とクレジットカード等の機能を一体化したもので、「郵便貯金ジョイントカード」とも称し、一九八四年七月、このカードの取扱いとこれによる機械払いの取扱いができることとした。郵政大臣が定める基準に適合する旨の認定を受けるものとし、第一号の認定は同月十八日にした。一九八六年六月、初めて郵便貯金国際共用カードを認定し、一九八七年一〇月には一人に一枚としていた利用枚数を三枚（三種類各一枚）までとした。

郵便貯金会館については、一九八三年三月の臨時行政調査会の第五次答申―最終答申―を受け、一九八一年四月に開業した岡山郵便貯金会館の後は会館の新設は見合わせ、また、一九八六年七月、郵便振興会を民間法人化した。これらの一方、一九八七年六月に総合保養地域整備法が施行されたことを受け、「郵便貯金総合保養施設」を二か所置くこととした。

為替貯金業務のオンライン化については、引き続き進め、一九八四年三月、一万九〇〇〇の郵便局を結ぶ全国オンラインネットワークが完成した。一〇月には一部の簡易郵便局でもオンラインによるサービスを開始した。対象サービスも順次拡大した。

第四節 保険年金事業

一 サービスの改善等

一九八〇年代も、保険年金事業でも、サービスについては、簡易保険の保険金最高制限額を一三〇〇万円にまで実質的に引き上げたほか、多くの簡易保険の新商品を創設する等した。簡易保険業務総合機械化システムについては、セン



【郵便貯金共用カード】

ターシシステムの更改等をし、一九八六（昭和六二）年一月、第二次オンライン・システムとして東日本センターと西日本センターで同時にサービスを開始した。

「保険金最高制限額の実質的な引上げ」

一九七七（昭和五二）年九月に一〇〇〇万円に引き上げた簡易保険の保険金最高制限額については、その後の社会経済情勢の推移に伴いこの額では生命保険としての保障機能を十分発揮し得ない状況となったとして一九八〇年度の予算

要求以降引上げを求めたが、実現には至らなかった。臨時行政調査会等の答申等が引上げはすべきでないとしていたこともあり情勢は極めて厳しかったが、一九八五年度の予算編成の最終段階で、大蔵、郵政両省間で簡易保険事業の実情を踏まえ、成案を得るべく鋭意検討をすることとされた。

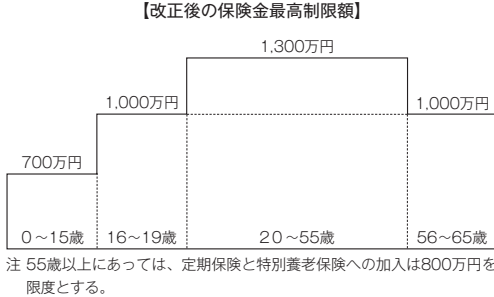
これを受け、一九八六年度の予算編成過程で大蔵省と協議を重ねた結果、簡易保険事業の実情のほか、簡易保険が無診査保険であることの危険性、一九七七年以降の消費者物価の上昇率等も踏まえて、次のような最高制限額の実質的な一三〇〇万円への引上げ等をする事となり、一九八六年九月に実施した。

最高制限額は一〇〇〇万円に据え置くが、無診査保険であることの危険性が消えると考えられる加入後四年を経過した場合は三〇〇万円まで上乘せをすることとし（いわゆる「通計」、その上乘せができる年齢は二〇歳以上五十五歳以下とする。

十五歳以下については最高制限額を七〇〇万円とするともに、五十五歳以上の定期保険と特別養老保険に関する最高制限額を八〇〇万円とする。

「財形年金養老保険・財形終身年金・財形住宅貯蓄保険」

財形年金貯蓄については、当初から簡易保険と郵便年金も対象とされ、一九八二（昭和五七）年一〇月、簡易保険は



養老保険を基本とした財形年金養老保険、郵便年金は終身年金を基本とした財形終身年金を創設した。払込保険料又は掛金の総額は三五〇万円以下とした。ただし、財形貯蓄の総額制限額五〇〇万円の内枠である。なお、財形年金養老保険は、保険料払込期間中又は据置期間中に被保険者が死亡した場合は死亡保険金を支払い、満期後は満期保険金相当額を分割して一定期間年金の形で支払うものである。

財形住宅貯蓄についても、当初から簡易保険も対象とされ、一九八八年四月、財形貯蓄保険を基本とした財形住宅貯蓄保険を創設した。満期保険金を支払うのは持家の取得のために必要な金銭の支払に充てられる場合に限定した。払込保険料総額は五〇〇万円以下とした。ただし、財形積立貯蓄保険（従来の財形貯蓄保険を改称）と共通枠である。六月には持家の増改築等も対象とした。

〔保険の新商品の創設等〕

簡易保険の新商品については、養老保険関係では、一九八三（昭和五八）年九月に一〇倍型特別養老保険、一九八五年九月に生存保険金付養老保険（ナイスプラン）、一九九〇（平成二）年四月に歳満期養老保険（フリープラン）を創設した。

一〇倍型特別養老保険は、名称のとおり死亡保険金の額を満期保険金の額の一〇倍とするものである。低廉な保険料で高額の保障を求める青壮年層の需要に応え、これらに対する簡易保険の一層の普及を図るため、創設した。

生存保険金付養老保険は、基本契約の効力発生後所定の期間が満了したときごとに基準保険金額の一定割合の生存保険金、保険期間が満了したときに基準保険金額の生存保険金分を差し引いた割合の満期保険金を支払い、死亡保険金は既に支払った生存保険金の額を差し引いた額を支払うものである。働く女性が年々増加傾向にあり、これら女性は保険期間が比較的短くライフサイクルに合わせて保険期間の途中で保険金等を受け取ることができる保険に対するニーズが高い状況にある等のため、創設した。

歳満期養老保険は、定年退職等の時期に合わせて満期保険金の支払時期を五十五歳から六十五歳までの任意の歳に設

定できるものである。

家族保険関係では、一九八三年九月に五十五歳満期家族保険を廃止し、一九八七年四月に六〇歳満期親子保険、一九八七年九月に夫婦保険を創設した。

六〇歳満期親子保険は、配偶者が不在お客さまも加入できるものである。配偶者たる被保険者が不在分六〇歳満期家族保険より保険料を安くした。

夫婦保険は、夫婦を被保険者（一方が主たる被保険者（であり保険契約者）、他方が配偶者たる被保険者）とし、保険期間の満了又は満了前の死亡で保険金を支払うほか、加入後被保険者の生存中に一定期間を経過したときに保険金の一部を支払うものである。主たる被保険者の保険期間内の死亡の場合はその後の保険料の払込みは要しない。

終身保険、定期保険その他関係では、一九八八年九月に介護保険金付終身保険（シルバー保険）と第二種疾病傷害特約、一九八九年九月に生存保険金付定期保険（マイプラン）を創設した。

介護保険金付終身保険は、死亡保険金のほか、常時の介護を有する身体障がいの状態（特定要介護状態）が一定期間以上継続したことで介護保険金、被保険者の生存中に保険料払込期間が満了したとき等に生存保険金を支払うものである。

第二種疾病傷害特約は、入院、手術、死亡等のほか、疾病を直接の原因として特定要介護状態となってそれが一定期間継続した場合にも特約保険金（介護保険金）を支払うものである。

生存保険金付定期保険は、保険期間内の死亡のほか、生存中に保険期間内の一定期間が満了した場合にも保険金を支払うものである。

【年金の新商品の創設】

郵便年金の新商品については、一九八七（昭和六二）年四月に夫婦年金（夫婦終身年金）、一九八八年九月に掛金一時払と即時年金の制度、一九八九（平成元）年九月に傷害特約と疾病傷害特約を創設した。

夫婦年金は、夫婦の一方を年金受取人、他方を年金継続受取人とし、年金受取人が一定の年齢になった日から同受取人が死亡するまで年金を支払い、年金受取人が死亡したときに年金継続受取人が生存している場合は同継続受取人が死亡するまで年金を支払うものである。

掛金一時払の制度は、年金契約の加入申込み時に掛金を一時に払い込むことができるもの、即時年金の制度は、掛金を一時に払い込んで年金契約に加入した場合にその効力が発生した日から年金を支払うものである。ともに一九八一年九月に創設した新郵便年金の当初の構想にはあったものの一般の金融機関の反対等で設けなかったが、懸念された資金の集中には至らなかったため、簡易保険の保険金を郵便年金の掛金に振り替えたいというような要望に応じて創設した。傷害特約と疾病傷害特約は、加入者に対する保障内容を充実するため、郵便年金にもこれらの特約の制度を設けたものである。

〔保険料の引下げ等〕

一九八四（昭和五九）年九月、予定利率を六％に引き上げる等簡易保険の基本契約と特約の保険料計算の基礎を改める等し、保険料を平均八・六％引き下げた。

一九八七年九月には簡易保険の傷害特約について男女別に定める等、特約保険料を改正した。その後、運用利回りがプラザ合意後の円高不況等で予定利率を下回ることが懸念されたため、一九九〇（平成二）年四月、初めて予定利率を引き下げ、五・七五％とした。一方、予定死亡率は平均二〇％程度低下し、予定事業費率を一〇％程度引き下げたため、保険料は平均一・五％引き下げた。

〔加入者福祉施設の展開〕

加入者福祉施設については、一九八〇年代には、会館は東京簡易保険郵便年金会館（愛称「ゆづぽうと」）を置き、一九八二（昭和五七）年四月に開業した。この会館にはホール施設、趣



〔東京簡易保険郵便年金会館（ゆづぽうと）〕

味・教養施設等も設けた。簡易保険郵便年金保養センターは一九八八年までに八〇か所にまで拡大した。

このように加入者福祉施設を展開してきたが、一九八三年三月の臨時行政調査会の第五次答申―最終答申―を受け、一九八二年度の予算で認められていた保養センター二か所を最後に会館と保養センターの新設はしていない。

一方、診療施設（診療所）については、「治療から予防へ」という役割の変化に鑑み、在り方を見直すこととし、簡易保険総合健診センターを順次置いて診療所は統廃合する「簡易保険診療所改善計画」を一九八五年十一月に公表した。総合健診センターは一九八九（平成元）年まででは三か所を置いた。

二 積立金の運用範囲の拡大

簡易保険と郵便年金の積立金については、これらを一層有利に運用し、また、金融経済情勢の変化に機動的かつ的確に対応できるよう、一九八〇年代もこれらの運用範囲を拡大した。まず一九八一（昭和五六）年九月、新郵便年金の創設に当たり、郵便年金の積立金の運用範囲を外国債、元本補てんの契約がある信託銀行又は信託会社への金銭信託、金融機関への預金に拡大した。簡易保険の積立金についても一九八三年五月に同様に拡大した。

一九八七年四月、簡易保険と郵便年金の積立金について、運用範囲である一般の社債の範囲を資本の額が六〇億円以上の上場会社（業種を問わない。）が発行するものに拡大した。

六月には指定単への拡大、運用範囲である外国債の範囲の拡大等をした。指定単への拡大については、積立金を簡保事業団に貸し付けて事業団が運用する方式とし、これにより株式への運用が実質的にできることとなった。

そのほか、一九八九（平成元）年六月、運用範囲である金融債に全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券を加えた。

一九九〇年六月にも、積立金をもって取得した債券の金融機関等への貸付け、資本の額が六〇億円以上の上場会社が発行する一回の発行額が二〇億円以上の私募社債に拡大した。

第五節 人事制度の改正等

〔週休二日制・土曜日閉庁〕

週休二日制は、一九八〇（昭和五五）年頃には何らかの形で普及は民間企業では半数近く、労働者数では七〇％余りとなり、時代の趨勢となっていた。一般（非現業）の国家公務員については、一九七六年三月からの二回の試行を経た後、一九八一年三月からの四週五休制から一九九二（平成四）年五月からの完全週休二日制まで段階的に導入された。郵政事業でも、一九七五年四月から四週五休制を試行し、一九九一年一月に至り、郵便局の為替貯金と保険年金関係の職員に対しては原則として四週八休制による完全週休二日制を実施した。一九九二年五月には本省、地方郵政局等の非現業部門の職員に対して四週八休制による完全週休二日制を実施し（通信病院は最終的には一九九五年四月）、一九九三年三月、郵便局の全職員に対して完全週休二日制を実施した。

土曜日閉庁は、週休二日制の導入とも密接に関連したものであったが、一般の金融機関とも歩調を合わせて推進した。まず一九八三年八月から毎月の第二土曜日は普通郵便局と集配特定郵便局は為替貯金と保険年金の窓口、無集配特定郵便局と簡易郵便局は全部の窓口を閉庁した。一九八六年八月からは第二土曜日に閉庁していた窓口を第三土曜日も閉庁し、一九八九年二月からは全ての土曜日に閉庁した。

〔定年制〕

定年制は、国家公務員には一部の例外を除いてなかったが、戦後に大量に採用した職員の高齢化が進んだため、事実上の行為として行われていたいわゆる勧奨退職では組織の適正な新陳代謝を図って長期的な人事管理体制を構築することの実効を上げられなくなることが予見される状況となった。同様の問題があった一部の地方公共団体や大部分の民間企業は既に定年制を導入しており、一九八五（昭和六〇）年三月、国家公務員にも定年制が導入された。

〔総合担務制の実験〕

郵便局の窓口職員が三事業のいずれの業務も取り扱って各窓口を相互応援できること、また、為替貯金と保険年金の外務員が両方の業務を取り扱えることが求められていたため、それらのような「総合担務制」の将来方向を見極めることとして実験をした。単独定員配置局についての実験は、一九八九（平成元）年六月から松本郵便局と防府郵便局でし、一九九五年六月からは対象を二四局に拡大して二年間試行をした。総合定員配置局の外務作業の総合担務制については、一九八九年七月、外務員が一日の勤務で三事業の業務を兼任する試行を六〇局で開始した。

注

十 「SAL」は、Surface Air Lifted（航空路で輸送される船便郵便物）の頭文字